令和７年（フ）第６７４３号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３―610号
破産者　ＰＡＲＫ　ＪＡＥ　ＹＯＵＮＧ　朴　宰映
異議申述期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４３２０号
大阪府東大阪市西堤本通西一丁目４番３号
破産者　株式会社オービーシー
異議申述期間　令和８年11月30日まで
令和８年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００１号
島根県浜田市朝日町113番地6
清算株式会社　株式会社平和商会
代表清算人　武田　章子
１　決定年月日　令和8年9月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（ヒ）第１５号
石川県能美郡川北町字山田先出１４６番地１
清算株式会社　株式会社クールプロジェクト
代表清算人　茂藤　雅彦
１　決定年月日　令和８年９月２８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

特別清算終結

令和8年（ヒ）第3015号
大阪市福島区福島５丁目１３番１８号
清算株式会社　三協エンジニアリング株式会社
１　決定年月日　令和8年9月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第７号
兵庫県姫路市飾磨区構四丁目５５番地
清算株式会社　株式会社ＩＳＤ
１　決定年月日　令和８年９月２８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２号
長崎県諫早市久山町２０１４番地７２
清算株式会社　三恵綜合企画株式会社
代表清算人　木村　隆二
１　決定年月日　令和８年９月２８日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　弁済の場所
協定による弁済は、債権者に対しその指定する銀行口座へ振り込む手続により実施する。
２　弁済の内容
（１）基本方針
一般債権については、清算会社の有する現金・預金及びその他清算会社の資産を処分することにより得る金員により、各債権者の総債権額に基づき定めた基準シェアにより債権額で按分して弁済する。
以上の基本方針に基づいて弁済する予定額は別紙「弁済予定額一覧表」のとおりとする。
（２）弁済の時期
弁済は、協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した後４０日以内に実施する。
なお、弁済後に残余財産が発見された場合には、これを処分した上で追加配当を実施する。
３　弁済後の債務
上記２の弁済後の残債権額については、その全額について全債権者から放棄を受ける。
（別紙省略）
以上
長崎地方裁判所大村支部

令和８年（ヒ）第１００２号
神奈川県鎌倉市腰越３丁目１４番１２号
清算株式会社　株式会社堤工業
代表清算人　堤　俊博
１　決定年月日　令和８年９月２８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者かながわ信用金庫に対して有する出資金返還請求権（５万円）を放棄し、協定債権者かながわ信用金庫における任意の時期において相殺処理することに異議を述べない。
２　別紙記載の協定債権者は、清算株式会社に対し、その債務を免除する。ただし、協定債権者かながわ信用金庫につき、前項の出資金返還請求権と対当額で相殺処理される限りでの債務についてはこの限りでない。
３　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者かながわ信用金庫及び協定債権者神奈川県信用保証協会に対して、各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者かながわ信用金庫及び協定債権者神奈川県信用保証協会が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限りで効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第９６号
仙台市泉区八乙女中央５丁目７番26―410号
再生債務者　細川　良太
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１０６号
仙台市太白区青山２丁目９番21号
再生債務者　藤野　明広
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２７号
茨城県ひたちなか市大字津田2009番地28
再生債務者　鷹觜　裕輝
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年12月３日まで
水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第４３号
茨城県笠間市笠間191番地４
再生債務者　渡部　訓央
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年12月３日まで
水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第３８０号
東京都国分寺市南町３－４－３　アメニティ93　503
再生債務者　後藤　雄一
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１８４号
横浜市港北区日吉本町６丁目56番８号　エクレール日吉103
再生債務者　三瓶　　徹
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１８９号
横浜市戸塚区平戸町1139番地11
再生債務者　飯泉　孝昌
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係